

第 23 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 21 年 12 月 22 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 10 分まで

(2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 小川静子 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英
藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹

入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課課長補佐

会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長 南会津地方振興局出納室長

いわき地方振興局出納室長

いわき農林事務所農村整備部副部長 喜多方建設事務所主幹兼企画管理部長

宮下土木事務所長 南会津建設事務所主幹兼企画管理部長 小名浜港湾建設事務所次長

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 報告事項

a 県発注工事等の入札等結果について(上半期分・第 2 四半期分)

b 平成 21 年度における総合評価方式の実施状況について

c 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(イ) 審議事項

a 抽出案件について

b これまでの入札結果等を踏まえた今後の対応について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第 23 回入札制度等監視委員会を開会いたします。議事につきまして、美馬委員長よりお願いいたします。

【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日予定しました議題は、報告事項 3 項目、審議事項 2 項目でございますが、特段問題がなさそうですので公開で行いたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

それでは、御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

まず、最初に「県発注工事等の入札結果について」です。今回は上半期分と、第 2 四半期分です。第 2 四半期につきましては、今回の抽出案件の対象期間となっております。それでは報告をお願いします。

【入札監理課長】

(資料 1、資料 1-1 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の報告につきまして質問等があればいただきたいと思います。いかがですか。

12 ページの落札率別の割合から見ますと、95 %以上の落札率の場合には、やはり平均入札参加者数がより少ないですね。参加者数が少ないと、落札率が高い水準になってくるのが統計的には出てきているようでございます。

ただ、業務委託についてはそのような傾向はあまりないのでしょうか。参加者数が多くても落札率は高い。21 ページの例でみるとそのような感じがします。

質問ございますか。

【安齋委員】

参加者数が少ないから高いのではなくて、逆に採算が合わないから希望者が少ないのです。

【美馬委員長】

なるほど。そもそも、利益率が低いので応札者が少ない。そういう側面があるということです。他にどうですか。

【小川委員】

質問ではないのですが、18 ページに応札者が無かった案件とか、1 者のみの案件という表が出ておまして、概要のところに応札者が1 者の案件は9 月が多いということで、以前もここでお話をしたかと思いますが、どうしても行政の発注のあり方が、5、6、7 月に少なく、8、9 月から増えていく傾向にあります。これは県だけではなく市町村も同じなので、どうしてもその点で業者さんがどちらに参加したらよいかということになり、応札者が少なくなってしまうという状況がなかなか改善できないのですが、このところをもう少し行政側の発注のあり方を改善していただければいいのではないかと思います。改善できるところからやっていただければと思います。

【美馬委員長】

そうですね。9 月の統計が出ているのですが、10 月以降は、やはり1 件という割合は多くなってくるのですか。その辺についてはいかがですか。

【入札監理課長】

10 月分の分析につきましては落札率のみの数値までしか進んでいませんので、今年度、10 月あるいは11 月が間もなくまとまるわけなのですが、その辺につきましては、もう少しお時間を頂ければと思います。ただ、昨年度の状況を見ますと、下半期になりまして件数的には増加の傾向がございます。

9 月に発注が増えることについてですが、どうしても会計制度ということで、予算を単年度ごとに編成した上で発注していることから、年度当初は準備作業等の関係でなかなかすぐには発注に結びつかないことが一つ。もう一つは、経済対策関係で上半期の発注目標というのを定めまして、公共事業につきましては金額ベースで8 割くらいを目標に発注しようということがあります。それで、上半期ということですが9 月が締め切りでございまして、なるべく多く発注しようとして9 月になってしまうということがございます。

【美馬委員長】

ぜひ、早い段階で入札が行われることを期待したいところです。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは2 番目の報告です。「平成21 年度における総合評価方式の実施状況について」ご報告をお願いします

【入札監理課長】

(資料2 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。ただいま報告につきまして質問等がございましたら、お願いいたします。

総合評価方式の実施状況でございます。件数とすれば大幅に増えてまいり、その結果が出てまいりました。評価項目については11 月から見直しをしているということで、この実施状況は古い加算点ですね。それをベースにしたものでございます。いかがですか。

2 ページ目の8、落札者の状況からいきますと、加算点の高い1 位業者が落札する率というのが非常に高くなってきていますね。どうでしょうか。

【入札監理課長】

後ほど同じような話をさせていただきますが、かなり低価格での競争が増えておまして、その関係で9 番のところでご説明しましたように、足切りに引っかかってしまい金額的な評価はほとんど同じ、あとは技術の部分での評価となって、場合によっては金額の高い方の業者が結果的

に落札をするというような状況も出てきており、抽出案件の中にもそういった事例を見ていただけるようになっていきます。そのような状況もございまして、価格以外での評価のほうに影響する場合がかなり大きい。逆にいうと価格の方は、すれすれの水準での評価になってしまっているということではないかと思えます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。

もう、価格勝負にはならないくらい低い価格に集まってくるという状況のようでございます。そうしますと、加算点が効いてくる、結果として、加算点が上位の企業が落札するというこのようでございます。

どうぞ。

【小川委員】

そうすると、この問題点というか、点数の取れるところが決まってしまう。ここはだいたい何点ここは何点というように。地域の中で県北地域であれば加算点は何点、県中だったら何点というものがほぼ決まってしまう。そうすると、だんだんと他の業者さんが総合評価に参加しても意味がない、どうせ取れないんだからというような結果に陥りがちなので、そうならないように総合評価の項目等の見直しというものを、今後やっていかななくてはならない部分もあるかという気がします。

【美馬委員長】

そうですね。そういう理由もありまして、11月に見直したところでございますけれども、その結果は来年になってくると少し分かってくるかもしれません。従来のやり方ですと、今、いわれたような形になってくると。

11月に見直した結果がどういう形で出てくるのか、そこは注目の一つですね。

はいどうぞ。

【芳賀委員】

小川先生がおっしゃったことで、クラス分けのことですけれども、11月以降も固定化された点数がそれぞれ持ち点になるわけですから、これはもう変わらないんです。先行きもほとんど変わらないと想定できます。データなどをみますと、やはりそのようになります。間違いないと思います。

【美馬委員長】

できるだけいろいろな人に競争していただけるということも大事ですし、この加算点というのは、それぞれの政策、県の政策あるいは地域貢献、品質、そういうものを総合的に勘案することが趣旨でございますので、企業が技術力を高め、地域貢献を高めていくことによって、入札に有利になる。そして、そこで企業間の品質向上の競争、あるいは地域貢献の競争、こういうことが起きてくれば、全体としては適切かなという気もいたします。

結果は今後見てみなくてはならないと思えます。他にいかがですか。

総合評価方式もこれがベストというものはなかなかございませんので、試行錯誤をしながらより良いものに改革をしていく必要があるのではないかなと思えます。それではよろしゅうございますか。

それでは3番目の報告事項、「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」でございます。これも第2四半期ですね。よろしく申し上げます。

【入札監理課長】

（資料3に基づき説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質問等がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項はこれで終わりまして、次は審議事項に移りたいと思えます。審議事項の1番目は、「抽出案件について」でございます。まず、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思います。

それでは、田崎委員と芳賀委員の順番でお願いいたします。

【田崎委員】

それでは、資料の方で抽出案件の番号がついていると思いますが、10 ページの一つ目です。こちらは入札額が1番高かった業者が、加算点が1番高いために落札となったケースです。くじになった理由等を後でお聞かせいただければと思います。

それから、次の案件は16ページの抽出案件で、こちらは2番ですね。これは、落札率が全体の中で1番高かったということですが、やはりこちらも逆転して落札となったということです。これは、加算点の1位と2位の差がすごくあったということが目につきました。

それから、28ページの抽出案件の4番目。こちらは、先ほどお話を聞きまして足切りがあったのかなとは思っていますが、これは入札額が違っていても評価値が全て同じになっていたのになぜかと思いましたが、先ほどの説明でおおよそ理由が分かりました。評価値が同じものと違うものがあったので、その点で案件として出しました。以上です。

【美馬委員長】

はい、それでは、芳賀委員お願いします。

【芳賀委員】

私の場合は、基本的に、価格逆転が生じているということで、どのくらいの価格で逆転等が出ているのか確認したいのと、評価点の持ち点によって時々入れ替わりがあることに着目したということです。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。今回の抽出案件というのは、総合評価方式において価格逆転が生じた案件を抽出していただきました。それでは、ご説明願いたいと思います。

まず1番目の、いわき農林事務所の案件について説明願います。

【いわき農林事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について質問がありましたら、頂きたいと思います。なお意見につきましては、後でまとめて意見交換をしたいと思います。

質問いかがでしょうか。

【田崎委員】

先程疑問に思った、くじという部分は今の説明で納得がいきました。加算点が1位だから即その業者が落札となるのではなくて、くじを4者が引いたということですね。

【美馬委員長】

2番を決めるためにくじを引いたということです。

【田崎委員】

2番を決める為にですね。はい、わかりました。

【美馬委員長】

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは2番目の宮下土木事務所の案件について説明願います。

【宮下土木事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件に関しまして、質問等がございましたらよろしく願います。どうぞ。

【小川委員】

参加者が少ないことが気になったのですが、トンネル内装板設置工事というのは特殊な工事で、そのために業者さんが少ないのかなど、こういった理由で参加者が少ないと考えることができるのかをお願いします。

【宮下土木事務所】

まず1点目、難しい工事かどうかについてですが、トンネル内は密閉されて暗い空間になっております。それに対してトンネルの両側壁面に白いパネル板を付けて視認性を良くする効果を期待して設置する工事、技術的に難しいものではございません。資材を買ってコンクリートに穴をあけて金具で留めて設置完了するものでございます。そういうことでございますから、技術的

には通常工事です。いわゆる新たにトンネルを掘るとかそういう技術を要するものではなくて、一般的な工事であります。

次に、なぜ2者と少なかったのかというご質問ですが、私としては大きく3つの要因があると分析しております。まず1つ目、いわゆる既設トンネルの補修工事ということで交通規制をしながら工事を行う、いわゆる施工効率の悪いこと。一般の交通を許容しながらの工事になりますので安全管理に費用を要する。いわゆる工事現場の安全管理に費用を要する工事である。これが一つ。

2つ目は、内装板材料代が施工手間賃を含めた割合の8割弱、つまり、材料代が8割弱を占めてしまう工事ということで、儲けを出すのが厳しい、薄い工事という判断をされたのではないかとということが2点目。

3つ目は、先ほどもありましたが、9月の県発注工事ということ。若松工区の全体で157件、うち9月発注分が66件と42%を占めていて、9月に件数が多かった。そういうことで、今回の工事に魅力を感じなかったのではないかと。そういうことで、入札参加者数が少なかったのかなと。

そのような3つの理由を考えております。以上です。

【美馬委員長】

ありがとうございました。そういうことのようにございます。

評価点については、このようなところでよろしいでしょうか。

【田崎委員】

特別簡易ということで、評価する点数の箇所が少ないので、なおさら差が出たのかなというふうに説明を受けて分かりましたし、なぜゼロなのかも分かりました。ただ、ある程度参加して案件を落札できる業者も、もしかしたらもっとあったのかなとも思いましたが、先ほどの9月は入札参加者が少ないということで、ちょっともったいないかなと思ったところです。以上です。

【美馬委員長】

どうもありがとうございました。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それではここで5分間の休憩をとります。再開は35分からにしたいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは再開したいと思います。続きまして、3番目の喜多方建設事務所の案件についてご説明をお願いします。

【喜多方建設事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして質問等がございましたらお願いします。

この案件は足切りには該当しなかったのですか。

【喜多方建設事務所】

27ページの表を見ていただきまして、14,668,500円以下の会社は全部足切りになっています。結果として、落札した会社は、足切り以上の金額で入れています。

【美馬委員長】

そういう案件でございます。なにか質問はございますか。はいどうぞ。

【芳賀委員】

どんなに競争する者の数が増えても価格が低いところで競争しているといった場合、評価点の良いところしかとれないというのが今の制度かなと思います。

【美馬委員長】

そういう問題もあるということですね。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは4番目の案件、南会津建設事務所の案件について説明をお願いします。

【南会津建設事務所】

(資料4に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、ご質問あればお願いします。

【芳賀委員】

これは法面工事ですね。そうしますと、専門業者さんも参加していますが、順位をみると、いわゆる総合建設業者の方が専門工事でも上位に評価点の関係で行くと。これが現実なのかと思われませんか。専門業者というのが、これからこういった形で成り立って行くのか。そのようなことを感じました。

【美馬委員長】

専門業者ではない、要するに総合建設業者が低い価格を入れているんですが、この辺の事情というのは分かりますか。

【南会津建設事務所】

今回の 13 社のうち、ゼネコンが 3 社、他 10 社は専門業者でございまして、先ほどの入札監理課の説明でもございましたが、法面工事というのは落札率が南会津管内でいいますと、過去 11 件くらいございまして、82 %という数字になっております。今後、専門業者さんがどういうふうになるかということまでは、ちょっと判断しかねるところでございまして。

【美馬委員長】

これは、総合建設業者でも対応できるということなんですね。

【南会津建設事務所】

対応できる工事でございます。

【美馬委員長】

だということですね。はい、分かりました。他に。はいどうぞ。

【小川委員】

関連してなんですけど、実際に現場では、下請さんに流してしまう実態が現実がたくさん見られるんです。そういうことのないように、専門業者が仕事を取って、専門性の高い慣れた業者が現場をやると。特に法面などは、落石防止というような人命とかいろいろなものに関わってくる工事なので、そういうものこそ専門性の高い業者さんが落札できるような方式にしていかないと、見えないところで安全は生まれないんじゃないかなという思いもしますので、今後検討したいところです。

【美馬委員長】

工事の参加資格の問題として、実績がなくても大丈夫かどうかという問題だと思いますが、いかがでしょうか。

【南会津建設事務所】

南会津管内での 11 件の専門業者と総合建設業者の件数を調べた結果からいいますと、専門業者さんでやられた現場が 7 か所ございまして、総合建設業者さんでやられた現場が 4 か所ということで、数からいいますと専門業者さんの方が多いです。その辺は、我々発注者が品質管理をしっかりして安全なものを作って行けるようにしていく必要があります。

【美馬委員長】

はい、ということは総合建設業者でもできるという判断ですね。

【南会津建設事務所】

はい。

【美馬委員長】

そういうことのようにございまして。できるだけ参加資格を広げていくというものも競争入札の一つの側面かと思えます。もちろん品質の問題もありますので、専門業者でなければできないものは、きちんと参加資格のところ、その要件を指定しなければならないということだと思います。

他にご質問いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは 5 番目の、小名浜港湾建設事務所の案件についての説明をお願いします。

【小名浜港湾建設事務所】

(資料 4 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、質問等がございましたらお願いします。

この案件も足切りの影響があって、加算点で落札者が決まったという案件だと思います。いかがですか。

質問はよろしゅうございますか。それでは、1番から5番の案件、全体につきまして、ご意見をうかがいたいと思います。

【美馬委員長】

私たちが期待していたのは、総合評価方式というのは、一方では加算点、もう一方では価格競争、これらのバランスの良いところで落札者が決まるということを期待していたんですけども、入札金額が非常に低いために金額ではほとんど同じで、結果としては加算点だけで落札者が決まる。こういう想定外の結果が数多く見られるかなという気はいたします。この辺につきましてはどうでしょうか。はいどうぞ。

【安齋委員】

1番の案件で確認したいのですが、着工が7月8日で完成が2月12日ですよね。いわきだから温暖かもしれませんが、なぜ冬の間完成するようになってるのでしょうか。もう少し繰り上がらないのでしょうか。

【美馬委員長】

これについてはどうでしょうか。はいどうぞ。

【いわき農林事務所】

いわきということで、雪は特に心配ないということがあります。また、一部隣接する農地がございまして、その作付等に支障のない時期を含めて工期の設定をいたしました。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。はい、他にいかがですか。

【安齋委員】

5番の案件の、ピーエス三菱という会社は橋梁の専門業者ですか。

【小名浜港湾建設事務所】

橋梁の専門メーカーです。

【安齋委員】

大手企業の子会社ではないですね。

【小名浜港湾建設事務所】

大手企業の子会社ではないです。

【美馬委員長】

そういうことでございます。他にいかがですか。

ある程度の価格逆転が起きるとは考えていたんですけど、総合評価の加算点だけで決まるというのは、ちょっと想定外だった面もありますね。はいどうぞ。

【藤田委員】

5番の案件ですが、価格以外の評価項目の中に、協定締結という項目があります。これは、工事をやるたびに協定を結ぶのか、それとも、災害協定ですと、業界団体としてもいろいろと協定をされていると思うのですか。

【美馬委員長】

どうぞ。

【入札監理課長】

災害協定の評価につきましては、まず災害の出動とセットになっていまして、いずれかで評価されますが、災害出動というのは具体的に県内で発生した災害で何らかの対応をとられた場合に、評価対象としています。災害協定の方は、いわゆる大規模災害、例えば、他県から応援をもらわなければならないような、そういった大規模災害を想定いたしまして、県としていろいろな団体と何かあったときは応援して下さいというような協定を締結しておりまして、そういう協定を結んでいる団体に参加している企業は、何らかの形でいざとなったときの対応をとられているだろうということで、評価をしているということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【藤田委員】

そうすると、アドマックさんは、そのような協定締結団体には入っていなかったということですか。

【入札監理課長】

直接、県とそのような協定を結んでいる団体には入っていらっしゃらなかったということになります。

【藤田委員】

分かりました。ありがとうございました。地元業者活用など良い点はありますが、やはり大手にはかなわないなという感じを受けました。

【美馬委員長】

ボランティアの場合にはアドマックは非常に高い点数なんですけど、全部が全部というわけにはいかないようですね。他にご意見いかがですか。よろしゅうございますか。

【美馬委員長】

今回の抽出案件につきましては、総合評価方式を導入して価格逆転が生じた案件について抽出しましたけれども、加算点だけで落札者が決まるということについては、今後の検討課題かなという気もいたします。そして、やはり加算点をどのように組み込んでいくかという問題につきましても、試行錯誤を重ねながら、県民あるいは国民にとって良い加算点が評価されて、良い企業が落札するということが望ましいことはいまでもないというふうに思います。そういう意味でも、今後もこの総合評価方式については注目して行きたいと思います。

それでは、審議事項アにつきましては終わりました、2番目の審議案件です。「これまでの入札結果等を踏まえた今後の対応について」ということで、説明願います。

【入札監理課長】

(資料5に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。これまでの入札結果を踏まえたということですが、これまでの入札結果の統計資料からうかがえる内容は、全体としての落札率は非常に低い状況にある。特に、中小企業が落札したと思われる価格というのは、非常に低い状況にある。結果として、県内の建設業の経営状況あるいは収益状況というのは非常に悪くなってきているということが読み取れると思います。福島県の業界は東日本の中でも1番悪いし、そしてここ3年くらいの中でも毎年悪くなっている。もちろん受注者側の自己責任という問題がありますけども、発注者側にとりましても、地域貢献あるいは雇用の場を確保するなどいろいろな面で一定の役割を果たしていかななくてはならないのではないかというような思いがありまして、そして、もう一方では、他の県等の事例を参考にしながらも、やはり県が一定の支援をする必要があるということで、最低制限価格の見直し等をやりたいというのが今回の提案の内容であります。皆さんの意見をうかがいたいというふうに思います。いかがですか。

【安齋委員】

お尋ねします。3ページの真ん中ですけども、中央公契連モデルが23団体で、これより高いのが11団体となっていますね。47都道府県の残りの13が低いということですか。

もう一つ、23団体と11団体とで、鹿児島県と神奈川県が両方に入っていますが、なぜでしょうか。

【入札監理課長】

まず一つめにつきましては、低い団体もございますし、福島県のようにそもそも非公表としていた県も4団体ほどございますので、高いか低いかわかることができない都道府県も含まれてございます。

二つめの、重複して記載がある団体でございますが、こちらでいえば、最低制限価格での水準と低入札調査価格の水準を両方とも同じように引き上げをしている県もありますし、その水準を若干違えて引き上げ等の対応をしているところがありまして、例えば、最低制限価格は国と同じだけれども、調査基準価格は国よりも高いというような場合がございましたことから、両方にまたがって記載がある県があるということでございます。

【美馬委員長】

そのようでございます。はい、どうぞ。

【安齋委員】

東北6県のうち、岩手、山形、秋田は中央公契連と同じということですが、残りの3つは、それよりも低いか、それとも非公表で分からないということですか。

【美馬委員長】

東北地方の県について、いかがですか。

【入札監理課長】

東北で非公表にしておりますのは、福島県のみでございますので、それ以外は独自のモデルを採用しております、その独自のモデルのところが高いか低いかまでは調査ができない面もございますので、低いところもあるのかとは思いますが。

【美馬委員長】

独自モデルを採用しているという面があるそうです。他にいかがですか。見直しの是非について、ご意見がございましたら頂きたいと思いますが、いかがですか。はい、どうぞ。

【小川委員】

他県のこういう例を見ても、やはり経済対策というか、今の建設業界の実態を見れば、こういう方向に進むんだろうと思います。先ほども総合評価の話でありましたように、本当に地域でしっかりやろうとしている方々は、なるべく点数を取ろうと思って一生懸命頑張っているわけですね。頑張れば頑張るほど、企業は経費負担がかなりかかるんですね。例えば、子育て支援だとか、仕事と生活だとか、こういう点数を取ろうと思うと、かなり企業としては見えないところで経費が増えてしまっている。それから、新分野進出も、その点数をもらいたいがために、今、皆さんチャレンジしておりますが、そういうものも企業にとっては、かなり負担になっております。だから、皆さん努力をしているんですけども、そういう努力をしているところが続けられなくなったのでは一番困るので、やはりこの辺で対策をされることは賛成です。

【美馬委員長】

はい。建設業界の、例えば福島県の倒産の件数というようなものは、つかんでいますか。

【入札監理課長】

倒産の状況でございますけども、31件ほどの倒産が今年度9月までのところで出ておりまして、昨年度との比較では、昨年度9月までは37件の倒産ということで、若干減少はしているということでございます。

【美馬委員長】

県の仕事を受注して完工しないで倒産した例もあるのでしょうか。

【入札監理課長】

件数までは、今、承知してはございませんが、実際に倒産なりの形で情報が入った場合には、私どもの方で、県の契約中の工事を調べますが、契約中の工事がある形で倒産している企業も実際にはございます。

【美馬委員長】

そうなってくると深刻ですね。他にいかがですか。質問あるいは方針についての意見がありましたらお願いします。

【齋藤委員】

必要なんだろうとは思いますが、その前に基本的にですね、なぜ私たちはここで、とりわけ建設業についてだけ論じているのかという、いわゆる原点に帰ってですね、税金も少ないし、国の方針として公共工事も少なくなりつつあって、パイそのものが小さいわけで、それを皆で引っ張りあっているわけですね。けれども、税金を納める県民も皆、非常に苦しいわけなんです。そうすると、この委員会としてもそうですし、県の方でもですね、まず、何のために建設業を支えなければならないのかということとプライオリティを確立しなくてはならないのではないのかということ、私は申し上げたいです。これからの方向としてはそのように行くとしても、原点に帰って、何が一番大事なのかと、例えば、建設業は、災害時の復旧だとか、除雪だとか、そのようなことのために必要だといわれてきた。そういうことの得点が高いところが落札したとしても、それは総合評価方式の目的にかなったというふうにいえるんじゃないでしょうか。ですから、一番基本に帰って、これから県の方でお考えいただくときには、そのプライオリティという

ことを基本に持って、そのこのところを確立してから進めていっていただきたいなと思います。

【美馬委員長】

私たちが理解しているプライオリティというか、建設業界がなぜ必要かということは、先ほどもいいましたように、一方では災害時の復旧とか緊急事態の復旧の問題として、地元業者に業者がいなくて困るでしょう。あと、もう一つは、地方においては、雇用確保の場として建設業は非常に重要な位置を占める。そこで要するに、建設業界が疲弊したら、雇用とか福祉関係、賃金の問題等いろいろな面で悪影響を与える。そして、もう一方では、地域経済の発展という面から見ましても、建設業界を含めた地場の業界が元気にやっていってほしいと、いろいろな面があると思うのですが、建設業界がどんどん疲弊していってしまうと、地域経済は困った状況になる。明確にこれが困ります、これが困りますということを議論したことはないかもしれませんが、暗黙裏の中に、この業界が疲弊してしまえば、いろいろな面で困るということは理解していると思います。

【齋藤委員】

今、委員長がおっしゃったことは全てが大事なことだと思うのですが、税金という公益の基になるお金が少なくなっていて、それを払う納税者も実際には不景気で疲弊しているわけですから、工場の最低制限価格を上げるとしても、どのように上げる必要があるのか、なぜ上げなければならないのかということから考えていかなければならないのではないかなと思うんですね。

【美馬委員長】

今、私がお話した、要するに、もし建設業界がばたばたと倒産するようになると、災害の問題とか、あるいは企業体力が弱ってくると従業員の雇用問題とか、いろいろな面で悪い影響が出てくるんじゃないかというふうには理解しているんですが。

【齋藤委員】

もう少し簡単にいいますと、プライオリティの上で建設業が県民のために必要だからこそ私たちは議論しているんだと思うんですけども、納税者の税金を使ってやっているわけですから。公共工場の工事代金がボトムアップされるということ自体がプライオリティを上げるということですよ。

【美馬委員長】

今、民主党政権になりましても、経済がなかなか発展しない段階で、公共事業で供給サイドを膨らませていくということが、地域経済の発展には是非とも必要だという発想はありますね。そうしますと、地域経済の発展の中で重要な位置を占める、この建設業界もそういう意味では不可欠な存在だと。そして、もう一方では、税金を使って、それを投入するわけですから、きちんとした品質のものを、必要な公共工事はきちんとできると、あるいは、緊急時には即座に対応できると、建設業界はそういうことも求められている存在だということだと思います。そういうものも総合的に勘案して、今の状況では、それがなかなか可能でなくなっているのではないかな。特別のプライオリティがあるわけではないのですけれども、全体としては、そういう状況の中で、今回のような最低制限価格を引き上げることで、少しでも建設業界が生き残れるというのですかね、そういうことが必要ではないのかなというものが今回の提案の内容だと思うのですが。

【齋藤委員】

今、委員長がおっしゃったことが、まさに結論ではないかなと思います。

【美馬委員長】

そういう趣旨だと今回は思うんですがね。

【齋藤委員】

要するに、先ほど暗黙の了解のうちにやっているということですね、ある程度明確化して、私たちが共通の意識を持たなければならない、そのためにこうして集まっているわけですので、その基本のところを押さえた上で進んでいきたいと思ったわけです。

【美馬委員長】

はい。ご意見等を頂きたいと思います。

【総務部政策監】

いろいろ議論いただいておりますが、先ほど、税金のお話がありましたので、私なりの考えを申し上げたいと思います。おそらく、公共工事を増やすなり、もしくは工場の利益率を上げるな

りしても、なかなか建設業の皆さん、それほど税収に寄与していないのではないかという問題意識があるのかなと思います。その辺のところと、実は私どもは今、経済対策又は雇用対策という事で喫緊の対策を取らざるをえないと考えておまして、特に今、建設業の皆さんがどんどん立ちいかななくなるということになりますと、まず雇用に対する影響が非常に大きいのではないかと考えております。全般的に雇用環境が非常に悪化しているということは、毎日のようにニュースでみまされども、本県は全国の中でも、雇用の数字がワースト3ということで、飛び抜けて悪い状況になっていて、なかなか改善の兆しが見えていないという状況がございます。そういった中で、やはり他県の方も最低制限価格等の見直しを行っているという中で、本県としても経済雇用対策として、何らかの建設業に対する対策も行っていかななくてはならないのかなと考えております。それからもう一点、ボリュームを増やしていけば良いのではないかなということがございますが、実は公共事業のボリューム自体は、急激な財政状況の悪化によって、なかなか増やせないということもございます。ただ、これも併せてですね、国の今後の経済対策をにらみながらボリュームについての検討をしていく必要があるのかなと考えてございますけれども、先ほど委員長からのお話がありましたが、全般的にいろいろ見ていく中で、今の雇用情勢をいかにして維持もしくは向上させていくかということを視野に置いて考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。

私も、できれば自由に受注者側できちんとした入札をしてくれるのなら、それでいいんですが、どうも受注者側は落札をしたために無理な入札をしてると。結果として自分で自分の首を絞めている。このまま放っておくと、やはり問題が広がるのではないか。そういう意味で、発注者側も一定の支援はしなくてはならない。その一つの支援策が、最低制限価格を上げて、受注者側も努力をなささいよということかなというふうには思うのです。

発注者側が最低制限価格を上げてやってどうするのという意見があるのかもしれませんが、放っておくわけにはいかないということがありまして、何とかするための一つの方策として出てきたのが、談合はもうダメだよ、残された道は最低価格制限を少しずつ上げる以外にないのかなという意識は持っています。はい、どうぞ。

【安齋委員】

昨年、1回上げましたよね。その後の聞き取り調査等では、下請等の方には影響がないという形なんですけども、上げたものがどこに行ったのかという分析はしてるのですか。

【入札監理課長】

昨年の1月に引上げを行いまして、今年の6月に昨年度1年間の分析結果を示させていただいたのですが、その際にご説明いたしましたように、引上げに伴いまして、引上げ前にはあった非常に低い75%を切るような水準のものはなくなったんですけども、それがそのまま一つ上の80%台のところ集中されたというだけで、結果として全体的な引上げという結果にならなかったということがございまして、そういう効果も考えて、今回4月からは大幅な見直し、総合評価方式の拡大等を行ったわけですが、その効果も、若干の平均落札率の上昇は見られましたけれども、結果として、やはり低い水準の競争がどうしても続いてしまっているということでございます。

【安齋委員】

そうではなくて、その引き上げたものが、例えば、雇用等に影響しているのですかと。あるいは、下請への発注価格が引き上がったとか、そういう形で下請の救済の方につながっているのですかと。それがなくとも引き上げても、結局、建設業者だけを助ける形になってどうなのかなという危惧があるんですね。ただ、もう一つとして、この前の意見聴取の中でもですね、中央公契連の10分の9ぐらいまで上げてほしい要望があったことは我々も十分承知してますので、この問題を検討のテーブルに上げることには反対はしません。ただ、テーブルに上げたときには、いろいろな問題を含めて検討しないと、我々の方でも上げて良いのかどうか判断つかないんじゃないのかなと思います。

【入札監理課長】

上がった部分について、どういうところに使われるのかということにつきましては、前回の引上げの検討の場におきまして、影山委員の前任の羽田委員の方からも、引き上がった部分で雇用

なり下請対策がきちんとなされるような手立てを講じてほしいというお話も頂いておりましたので、その時期に合わせるような形で、少し遅れましたけれども、下請対策をかなり強化いたしまして、元請が下請契約する際の契約書を県として全て確認して、また、下請と元請との間で契約をする際に、元請側で適切に法に合ったような形で契約がなされているかのチェックを自らしていただいて、それを県としてもチェックをするというような対策を講じておりましたので、以前よりは改善していると考えておりますが、ただ、どうしても前回の意見聴取にありましたように、厳しい状況が変わっていないために、下請に対するしわ寄せ、契約金額が下請側の希望どおりにはいかないというような状況として現れているんだろうというふうに思っております。

【美馬委員長】

引き上げた効果が個別の問題に波及しているかどうかは、なかなかつかめないということのようです。でも、もし今回も上げるとすれば、そういう要望については検討していく必要があるんじゃないかなという気はいたしますね。上げるのなら、それに見合ったものを企業側も努力してほしいということかと思えます。総合評価方式の加算点の中で、雇用の確保の問題とか、子育て支援とか、そういうことも入れてまいりましたので、それに努力をしていけば、当然それに対する費用もかかる。そういうものを含めて、この最低制限価格を上げるということも一つの選択肢かなという気はいたします。他にいかがですか。

【安齋委員】

今後の対応について、最低制限価格の引上げだけがテーブルに上がっているのですが、それ以外は今のところは考えていないのですか。例えば、今まで抽出案件でも問題になりましたように、総合評価が良くない方向に動いてるんですね。施工能力のない業者を排除するには総合評価というのは良い制度なんですけども、先ほどの資料2の7番でいいますと、価格逆転件数が6割超えているわけですね。せっかく1番札を入れたところが若干点数が足りないために落札できない、今回の抽出案件では目立ったものは特になかったですけども。なかには点数が高いので価格が高くても取れるのが分かっている、低い金額を入れないケースもあるんですね。そういう形で、総合評価の良くない面がどうも最近出ているなど。もともと総合評価は、検証委員会の時に検討してくださいということで要望はしたんですが、私はここまで広げるという前提はなかったですね。ただ、業界の要望で、完全導入しろみたいな形で。総合評価方式の得点の一部見直しはしましたけども、もう少しこの前の意見聴取を踏まえて、見直しをもう少し進めるとか、あるいは他の方法を検討するとか、今後の対応について、もう少し幅広い見直しが必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【入札監理課長】

最低制限価格以外の対応について、今回最低制限価格だけというつもりではないのですが、例えば、総合評価方式におきます失格基準というものがございまして、そういうものの設定についての見直しでありますとか、あるいは、総合評価方式の基準そのものについてのご意見も頂いたわけですが、基準そのものにつきましては11月に見直したばかりですので、もう少し結果を見た上で引き続き検討をしていきたい。例えば、年度の変わり目でありますとか、何らかの対応ができる時期に対応していければというふうに考えております。

【美馬委員長】

この最低制限価格を上げるということは、先ほどの総合評価方式の足切りの水準も上がるということの意味してますか。

【入札監理課長】

今現在については、見直しを検討したいということでございまして、まだ水準をどうするところまでの検討には至っておりませんので、今のご質問について明確なご返事までは今の段階ではまだできないということでございます。

【美馬委員長】

ということは、連動はしてないということですね。

【入札監理課長】

公の場でございますので、具体的な設定の話については申し訳ございません。

【美馬委員長】

分かりました。他にいかがですか。今のところ見直しについて、特段の御異論はないように思

うのですが、いかがですか。

よろしゅうございますか。それでは、見直しの方向で検討していただくということで、今日の意見の取りまとめをしたいと思います。

よろしゅうございますね。

(異議なし)

それでは、各委員の意見交換に移りたいと思います。なにか意見交換しておきたい案件がございましたら、ご提案いただきたいと思います。はいどうぞ。

【芳賀委員】

ランク付けの際に、経営事項審査を活用されてランク付けされます。そして、県の工事実績と成績によって主観点というものをを出されて総合点数が付いてると思うんですけど、昔の記憶ですけども、SランクとかA、B、Cというような形であったかと思うんですけど、この前ホームページを見ておりましたら、非常に経営内容が良く工事成績も良いというところが、必ずしも総合評価で良い点数を得ているとは限らないのですね。その辺、いわゆる経営力と技術力に優れた企業が評価されるんだという部分も大切にしなければならないといった場合に、いかがなものかなという感じがしまして。

【美馬委員長】

これは、要するに全国レベルでの総合点ですよ。

【芳賀委員】

はい。国の場合ですと主観点というものはないんですね。県は独自に主観点というのを見てるわけです。その辺の違いというものがあると思うんです。

【美馬委員長】

その辺はどうですか。総合点の点数付けというのは。

【入札監理課長】

まず、名簿のランク付けといいますのは、名簿そのものが2年間固定で使うものとして設定しております。経営の規模でありますとか、受注の金額、実績等で点数を付けられる経営事項審査、これは全国同じ基準で点数が付くもので、公共工事を受注しようとしている会社は全て受けなければならないものなんです。その点数と、更に主観点ということで、県独自に設定した、メインは県の工事の成績点が比率としては割合高いもので評価してございまして、そのランク付けを一度しますと2年間固定となります。したがって、経営状況というものは、おそらく2年間の中では随時変わっていくものだろうと考えておりますので、そういうものだけで、2年間固定の評価をするのはなかなか難しいので、総合評価におきましては、基本的には地域貢献の評価をした上で、金額が低かったものについては、低入札価格調査制度ということで、具体的に経営の状況に関する資料等を提出していただいて、経営状況を踏まえた上で落札決定して良いかどうかという判断をすることにしております。総合評価方式そのものも、例えば一つ工事を受注して成績の良いものがあればそれで点数は上がりますから、工事発注のたびに審査をされるものとして評価をしておりますし、経営事項審査や主観点等につきましては、一定期間固定した評価ということでの使い分けをしております。

【美馬委員長】

はい、芳賀委員の意見はどういうことですか。要するに今、二つの種類があるということですが。

【芳賀委員】

具体的に申し上げますと、例えばAランクであった企業、それからBランクの企業とで、Aランクの企業というのはBランクの企業に比べて総合点が良いんですね。それが、例えば、特別簡易型で見えますと、総合点が良い企業よりも悪い企業の評価点が上がってしまうと。

【美馬委員長】

主観点の問題だと。

【芳賀委員】

そういうことではなくて、評価点重視のためにということです。例えば、総合評価方式の特別簡易型を考えてみた場合に、満点が20点だとしますね。Aランクの企業が20点取れなくて10点だったり、そしてBランクの企業が満点取ったりということがあるんですね。そうすると経営

力ってというのは何なのかと考えてみた場合に、経営力は総合的な体力と考えてみたときに、経審の合計点数と主観点の合計点数を合算した総合点のある企業がやはり優れているのではないかなと思うところがあるもので、それよりも体力的にちょっと落ちている企業が評価点が良くなってしまうような総合評価の点数というのが見られるものですから、いかがなものかなということでございます。

【美馬委員長】

はい、どうぞ。

【入札監理課長】

具体的なお話を頂きましたので、個別案件ではございませんが、そういう形のお話をさせていただきますと、今ほどのAランクとBランクが総合評価において点数が逆転する場合があるということは、あり得る話と思います。特に、地域貢献等の評価のポイントが、たまたまAランクの企業が取れなかったり、Bランクの企業で一生懸命やっているところが点数を取ったりということで逆転する場合があるんだらうと思いますが、そこを、総合評価の中で経営規模に応じて点数が付くようにしてしまいますとどうということになるかと申しますと、もともと入札参加の段階で、工事の規模に応じて、業者さんが参加できるかできないか分けておきまして、金額の大きい工事はAランクしか参加できない、金額が中程度なのでAもBも参加できるようにしているわけですから、そういう金額の規模でわざわざBが参加できるようにしているのに、規模が大きい会社が点数を取れるような総合評価をしてしまいますと、そうしたランク分けをして参加範囲を設定していることと矛盾する結果になってしまいますので、そういう意味では前段階、入札参加の段階で、ある程度規模で参加できる工事の種別は振り分けをしておりますから、総合評価の中であえてそこまでをしてしまうと、何の工事でも規模の大きい企業がとってしまうという結果になりかねませんので、そういう規模の評価までは、総合評価では取り入れていないということでございます。

【美馬委員長】

それぞれの評価基準が違うから意義があるのであって、一つにしてしまえば、もうはじめから一つだけの基準しか意味がないということよりは、この二重の評価基準がそれなりの趣旨に合っているのかなという気はしますね。

【芳賀委員】

課長の説明、良く分かります。ただ、経営力等に優れているが、うちは建設業として業務に本気になっているんだと、よそのことに手を出さないできちんと建設業の中でこれからも頑張っていきたいんだよという企業が、案外ときつい社会貢献性になってしまってますね、そういうことなども少し総合的に考えるようなものがあるのもいいのかなというような気もいたすわけなんです。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他にご意見ありますか。はい、どうぞ。

【小川委員】

今回の一覧表の中にあつた工事について、参考にお聞きしたいのですが。

【美馬委員長】

何番の資料ですか。

【小川委員】

資料 1-1 の 8 ページの 80 番のいわき農林事務所発注の工事で、結果的には株式会社日立プラントテクノロジー東北支社が落札をしたんですけども、これは総合評価方式の標準型ですが、地元の企業も点数的には相当頑張っているのですが、この地元の企業は社会的要請に対する事項で株式会社日立プラントテクノロジー東北支社と大きな点差がついてしまっているんです。こういった場合に、社会的要請に対する事項のどういった点で地元の企業が弱かったのか、工事現場周辺の対策とか、そういったものの中のどういった部分が、地元の企業に足りなかったのか、もし分かりましたら、教えてほしいと思います。

【美馬委員長】

分かりますか。

【入札監理課長】

質問の趣旨は、例えば今日の資料 2 でお示しましたような、それぞれの評価項目の点数ではなくて、技術提案ということで、県から提案を求めた内容に対して、企業さんがそれぞれいろいろと工夫して書いてこられる。それを県が評価した点数に差が出ていたんだけど、どの辺で点数の差が出たのかということだと思えますけども、技術提案につきましては、基本的には企業さんの知的ノウハウ、企業ノウハウが含まれているものでございまして、その内容につきましては外部に漏れないようにしなくてはならないということになっておりまして、その関係上、具体的ななどという点がどうだったというようなお話は、なかなか難しいところでございます。

【小川委員】

はい、分かりました。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他に意見交換したい議題等ございますか。

【小川委員】

もう一つなんですけど、今すぐどうこうという問題ではないんですが、入札制度を皆さんでいろいろ検討して、総合評価のここはどうだというようなことは、ずいぶん検討されてはいるんですけども、業者さんからいわせればパイが足りないんです。仕事さえあれば何とかやっつけていけるんだということが、一番目の前に迫った問題なんです。今まで頂いた資料の中で、県外の業者が落札してる大型案件、機械設備工事、電気設備工事、通信設備工事、この辺に限定して調べてみたんですけども、例えば、機械設備工事ですと、県外業者が落札しているのが 45.6 %で約 46 %、電気ですと 32 %、通信ですと 65.4 %が、県外の業者によって落札されています。内容的に見ると、やはり東芝さんとか大手のメーカーといわれるところが、大きな仕事を落札している。それは、納入する機械の問題とか、いろいろあるんだとは思いますが、そういったものの下請に地元の業者がどの程度関わっているかといった現状を、県の方でどのように認識されているのかお聞きしたいのですが。

【美馬委員長】

どうですかね。大手が落札した案件について、地元の下請関係というものは把握しているんですか。

【入札監理課長】

下請に県内企業とか県外企業がどの程度関わっているかというような形での調査をしているわけではございませんので、数字としてお示しすることは難しいのですが、ただ、考え方としまして、総合評価における評価の際に、県内企業の活用という評価項目がございまして、県外の企業が県内の下請や資材会社を半分程度以上使うような場合には、そういうものを得点の対象というようにして、できるだけ県内の下請なり、あるいは資材等についても県内の営業所等からも購入していただくような、そういうようなことはさせていただいております。例えば、県内企業を必ず使わなくてはいけないというような決めをしてしまうということにつきましては、公正取引委員会等から、あまり好ましくはないというようなお話が他県で出たこともあったように記憶しておりますので、その辺の工夫といえますか、できるだけ県内企業を使っていたらいいような制度に総合評価の面などではしております。

【美馬委員長】

はい、どうぞ。

【小川委員】

例えば、地元の業者との J V を組むような設定の仕方とか、地元の業者さんが過去に下請に入っている場合は下請でもそういうものに参加できるとか、入札の要件のあり方とか、発注の方法とか、そういうものを柔軟に行政側が工夫することによって、地元の業者さんが少しでも関われば、少しでも解決の方向に行かれるのではないかなという気はします。今年度の工事ですと、67 億円という県の総合情報通信ネットワーク更新工事を県外の業者が落札しておりますし、これは設備の関係でなかなか難しいのかもしれませんが、その中で地元の業者さんが現実に請け負う部分が少しでもできれば、少しでも仕事が回っていくということで良いのではないかなという気がしたものですから、今後工夫ができる部分があれば、お願いしたいと思います。

【美馬委員長】

はい、入札参加資格のところできちんとそれが明確にできれば、それに越したことはないんで

すけれども、総合評価の点数で地元企業を使えば点数が上がるという形のインセンティブ以外には、今のところはないのでしょうか。

【入札監理課長】

この新しい入札制度を設計する際に、安齋委員にも入っていただいております入札等制度検証委員会において御議論していただいた中で、基本的には県内企業でできる工事は県内企業ということで、元請として入札に参加していただくときは、県内企業に明確に優先的に入っていただくというような制度設計を心がけて、実際にそのような形にさせていただいたところでございます。ただ、今ほどの元請の話で、JVなどで県内企業をとの話がありましたけれども、JVについてはいろいろ議論をした中で、県の方から組み合わせを指定してしまいますと、指定されたとおりに組み合わせない限り参加できないことになってしまいますので、その組み合わせの過程で、企業が相談しあったり、あるいは組み合わせを調整する役割を果たしたりすることが懸念されますので、JVについては基本的に任意に組んでいただき、県の方からは特に指定はしないという制度にしたところでございますので、今のところは難しいのではないかと思います。ただ、下請として県内の企業ができるだけ参加していただけるような形については、これからも、総合評価方式であるとか、あるいは発注の際に強制はできないながらも協力をお願いをしていくという形で、少しでも県内企業に受注が回ってくるような工夫はしていきたいと考えてます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【安齋委員】

検証委員会の方に発言が及びましたので説明しますけれども、当時設定したものの一つに、50者、30者という前提があります。応札業者を50者以上確保、少なくとも30者確保する。この基準を引き下げるということはできますね。例えば、50者を30、20者にするとか。そういう形で県外企業をセーブすることが一つできます。それから、当時問題になったのは、特定JVでどうも談合が多いと、その談合の原因の一つが大手と地元ということで、それを封じようということで検証委員会では封じたのですが、そろそろ見直す時期がきたのかなと個人的には思ってます。県内企業の受注機会を増やすという意味では、それを見直して、県外企業がJVを組むときは、必ず県内企業と組なさいという要請を入れることも一つの方法ですね。もう一つは、先ほどの公正取引委員会の話もあるということですが、禁止にはなっていませんので、下請として県内業者を入れなさいという要請をすることは可能ですね。どこかの県で行っているという話を聞いたことがありますので。この辺の3つの手当ては、この委員会である程度できるんじゃないかなという感じはします。ただ、議論があるでしょうから、今すぐというわけではないとは思いますが。

【美馬委員長】

はい。要するに、地域要件の入札参加資格者数の設定を少なくすれば、地域要件を県内にもできるということのようですね。まだ、この問題はそう簡単ではないかもしれませんが、県とすればできるだけ県内の企業を育成すると、そういう要望はあるんじゃないかなという気はいたします。はい、どうぞ。

【芳賀委員】

特別簡易型ですと、調査基準価格に張り付いているような工事はどうしても高得点のところしか取れないということがございますね。技術的なものでは工事実績等がありますけれども、文言で表現してもらって点数を査定するというか、加点するというか、そのような方法なども、一つの方法としては、いわゆる技術力確認という点では良いのかなという感じもしますので、その辺ご検討いただければありがたいかなと思います。

【美馬委員長】

総合評価方式の評価点の内容の問題で、その見直しということですね。見直したばかりなのでということなので、今後の課題としては残ることかと思えます。他に、検討案件ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、最後のその他の案件についてでございます。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

今回の抽出案件の審議対象期間と、抽出テーマの決定をお願いしたいと思います。併せて、

抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

はい。次回の抽出対象期間とテーマ等の選定ですが、皆さん提案ございますか。ないようでしたら、事務局の方で提案願いたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局といたしましては、審議の対象期間を平成 21 年 10 月から 12 月、抽出のテーマは、評価基準の見直しを 11 月 9 日から実施したところですので、総合評価方式の評価基準見直し後の案件の中から抽出していただければと思います。

【美馬委員長】

はい。総合評価方式の新しい評価基準ですね、この検証をしたい。今までのものとどのように変わってきたのか、これを抽出案件として選びたいということで、対象期間は 10 月から 12 月ということです。いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、対象期間は 10 月から 12 月で、テーマは見直し後の評価基準を適用した案件についてということをお願いしたいと思います。

なお、抽出チームにつきましては、藤田委員と森岡委員になっておりますので、よろしく願いいたします。その他、なにかございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の委員会等の日程調整のために、皆様のお手元に 2 月分の日程確認表を配布させていただいております。お手数をおかけしますが、12 月 28 日までに、事務局にご提出いただけるようお願いいたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。委員の皆さんよろしく願いたします。

本日の議事については、これで終了いたします。ご協力、どうもありがとうございました。